

「ふくい介護人材育成宣言事業所」の募集について

「ふくい介護人材育成宣言事業所」制度とは・・・？

介護人材の確保・定着を図るため、介護人材の育成や処遇・職場環境の改善について積極的に取組む介護事業所が「ふくい介護人材育成宣言事業所」の宣言をして、これからの進路を考える若者や、就職先を探す求職者の方に情報発信していく制度です。

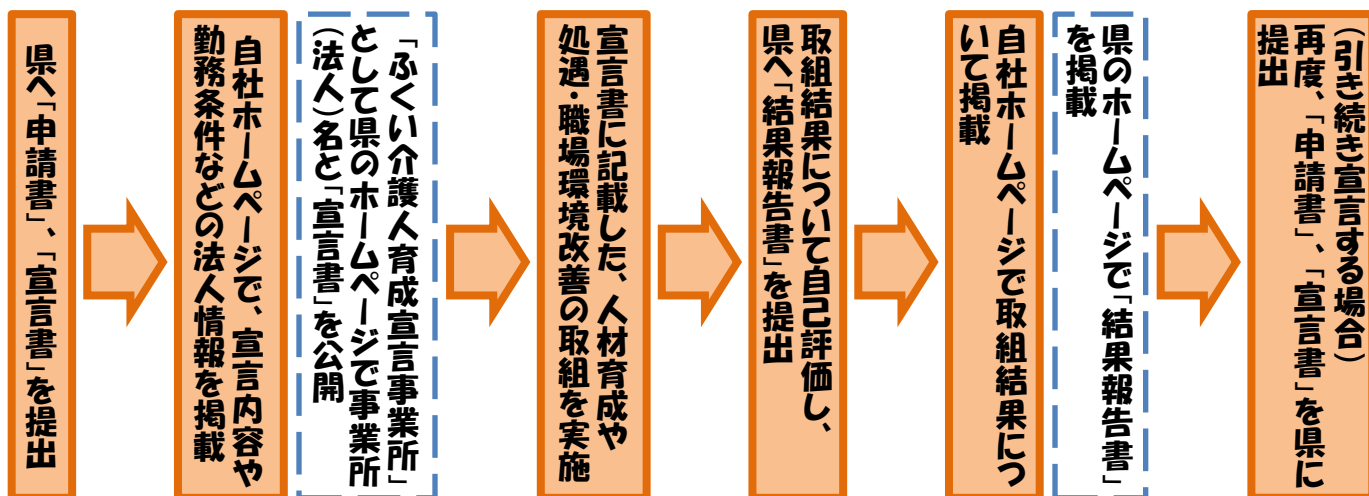
宣言事業所のメリット

1	御社の積極的な取組を広くアピールできます。	県のホームページで宣言事業所の取組について掲載したり、福祉就職フェアなどの場で宣言事業所のPRをするので、御社の人材育成や職場環境改善の積極的な取組をアピールすることができます。
2	「ふくい介護人材育成宣言事業所」を名乗ることができます。	「ふくい介護人材育成宣言事業所」として、自社のホームページや広報紙でアピールできます。
3	御社の労働環境の改善につながります。	宣言事業所として、継続的に人材育成や環境改善の取組と評価を行うことで、職員の資質向上や定着促進につながります。

宣言事業所になるための要件

- ・介護保険法や労働基準法等の関係法令を遵守していること
- ・県や市の実地指導や監査等での文書指導事項について原則として改善していること
- ・就業規則、給与規定等を作成・書面化し、職員に周知していること
- ・自社のホームページを備えていること

宣言制度の手続きについて



・・・介護事業所(法人単位で宣言することも可能です。)

・・・県

※申請書等の様式は下記の県ホームページに掲載しています。

【書類提出先、お問い合わせ先】

福井県健康福祉部長寿福祉課介護保険支援グループ

TEL 0776-20-0331 FAX 0776-20-0642 E-Mail choju@pref.fukui.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/kaigojinzaiikuseisengen.html>